



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月29日

吹田市長 殿

提出者

住所 大阪市中央区釣鐘町二丁目4番7号

氏名 西松建設株式会社西日本支社

執行役員支社長 木村 博規

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6942-8464

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

西松建設株式会社西日本支社（吹田市管轄内事業場）

事業場の所在地

吹田市管轄区域内

計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

D06 総合工事業

②事業の規模

4,180,380万円（2023年度 完成工事高）

③従業員数

312人（2024年4月末）

④産業廃棄物の一連の処理の工程

別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	107,450 t	103,950 t
	(これまでに実施した取組) ・リサイクル率の高い処理業者を選定して委託。 ・梱包材の削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	102,078 t	98,753 t
	(今後実施する予定の取組) ・簡易梱包等廃棄物の要因となる梱包材の減量化を図る。 ・施工方法の検討による廃棄物の削減。 ・現場にて可能な限り分別を行い、混合廃棄物を出さない。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリートがら、その他のがれき類、石膏ボード、木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず等、紙くずは分別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別前の建設混合廃棄物は、一旦「?ボックス」に投入し、随時再分別を行い、混合廃棄物を極力少なくする。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片
104,500 t	28,200 t	539,260 t	862,000 t

②計画

ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片
99,275 t	26,790 t	512,297 t	818,900 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
70,300 t	251,680 t	t	t

②計画

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
66,785 t	239,096 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。 /		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。 /		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。 /		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。 /		

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	107.450 t	103.950 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	107.450 t	103.950 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.000 t	103.950 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・「産業廃棄物委託処理基準」に則り、委託業者を選定し、処理施設を点検し、書面による委託契約を締結している。 ・新規取引業者は、事前に処理施設を確認したうえで、委託契約を締結する。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片
104.500 t	28.200 t	539.260 t	862.000 t
104.500 t	28.200 t	295.260 t	0.000 t
0.000 t	28.200 t	539.260 t	862.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
70.300 t	251.680 t	t	t
70.300 t	251.680 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処理委託量	102.078 /t	98.753 /t
	優良認定処理業者 への処理委託量	102.078 /t	98.753 /t
	再生利用業者への 処理委託量	0.000 t	98.753 /t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り「優良認定処理業者」を選定し、適切な処理に努める。 ・電子マニフェスト対応業者を最優先に選定し、紙マニフェスト利用 原則ゼロを目指す。		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片
99.275 t	26.790 t	512.297 t	818.900 t
99.275 t	26.790 t	280.497 t	0.000 t
0.000 t	26.790 t	512.297 t	818.900 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t

(第5面－3)

②計画

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
66.785 t	239.096 t	t	t
66.785 t	239.096 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t
0.000 t	0.000 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

建設工事(解体工事を含む)により生じる産業廃棄物は、許可を受けた収集運搬業者、処分業者に処理を委託する。

- ・ 汚泥 ⇒ リサイクル率の高い処理業者に委託
- ・ 廃プラスチック類 ⇒ 再生処理業者に委託し、破碎し再資源化、サーマルリサイクルにて再資源化
- ・ 金属くず ⇒ 分別し可能な限り有価物として処理
- ・ 紙くず ⇒ 古紙業者、再生処理業者に委託し、再生紙、サーマルリサイクルとして再資源化
- ・ 木くず ⇒ 再生処理業者に委託しチップ化し製紙用、燃料用として再資源化
- ・ ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 再生処理業者に委託して破碎、再生材として再資源化
- ・ がれき類 ⇒ 再生処理業者に委託して再生碎石、再生骨材として再資源化

別添2 管理体制図

